

# 村山市営繕工事における週休2日確保工事実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、村山市が発注する営繕工事の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

### (2) 週休2日

(ア) 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。

(イ) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(ロ) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

### (3) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

### (4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

### (5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

### (6) 現場閉所(現場休息)率

対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。

### (7) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注形式

## (週休2日の達成基準)

第3条 発注者は、(1)から(3)により週休2日の達成を確認する。

(1) 完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

(4) 現場閉所及び現場休息の取扱い

現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数も含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第4条 村山市が発注する全ての営繕工事を週休2日確保工事の対象とするが、次の各号に該当する工事は除くものとする。

- (1) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (2) 対象期間が30日未満の工事

(発注方式)

第5条 発注者は、発注者指定型による月単位の週休2日確保工事で発注することを原則とする。

(積算方法等)

第6条 工事費の積算方法等は、次の(1)から(3)によるものとする。

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所(現場休息)の状況に応じた以下の補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。

- |                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| (ア) 完全週休2日(土日)適用工事 | 労務費   | 1.02 |
|                    | 現場管理費 | 1.01 |
| (イ) 月単位の週休2日適用工事   | 労務費   | 1.02 |

(2) 当初積算方法

発注者は、月単位の週休2日適用の達成を前提に、(1)(イ)により労務費を補正し工事費

を積算して予定価格を作成する。

(3) 変更（精算）積算方法

発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所（現場休息）が完全週休2日（土日）を達成した場合、(1) (ア) により労務費及び現場管理費を補正し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。

また、現場閉所（現場休息）が月単位の週休2日を未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、変更契約においては、建設工事請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

(4) 単価の補正方法

工事費の積算に用いる単価の補正方法は別紙1に基づきものとする。

（対象工事である旨等の明示）

第7条 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の週休2日確保工事である旨を記載するものとする。

（現場閉所（現場休息）の確認方法等）

第8条 発注者は、(1)から(2)により現場閉所（現場休息）状況等を確認する。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

(ア) 工事着手前

- ・ 受注者は、工事打合簿により現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を発注者に提出し、月単位の週休2日又は完全週休2日（土日）の確保について発注者と協議する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

(イ) 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

(ウ) その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を

考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日確保工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日確保工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 週休2日確保工事実施証明書

発注者は、月単位の週休2日又は完全週休2日（土日）を達成した場合、発注者は主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を受注者の求めに応じて発行する。

（工事成績評定）

第9条 工事成績評定については別紙2に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第10条 発注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。